諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成27年7月28日(平成27年(行情)諮問第463号)

答申日:平成29年10月19日(平成29年度(行情)答申第268号)

事件名:工兵ジャーナル第23巻等の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「『磨輝絆』(2014.3.5-本本B1088で特定された以降の全て)\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、次の2文書(以下、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書 1 工兵ジャーナル 第23巻 平成26年6月26日 (表紙及び 目次を除く。)

文書2 工兵ジャーナル 第24巻 平成26年9月9日(表紙及び目 次を除く。)

## 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月16日付け防官文第3 834号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

## (1) 異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、 当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件にお ける国の主張)である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求

める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合 にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等によ り技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- 工 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても開示・不開示の判断を求める。 処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反するので、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるものである。
- オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

## (2) 意見書

ア 国の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定されなければならない。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、 当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件におけ る国の主張)である。

また総務庁行政管理局長(当時)の国会答弁でも、法の対象文書は「電子情報も対象」(第145回国会参議院総務委員会会議録第3号2頁)と明言されている。

したがって、本件対象文書の特定に当たっては、開示請求時点にお ける電磁的記録形式が特定されなければならない。

事実,諮問庁は平成25年12月25日付け防官文第17119号における開示決定でWordファイルを特定・明示している。

そもそも法に基づき行われる文書の特定と、複写の交付の際の不開 示情報の処理をどうするかという問題は全く別に取り扱われるべき問 題である。

イ 審査会事務局による対象文書の直接の確認を求める。

以下の理由から、異議申立人が確認できない事項について審査会事

務局が直接確認することを求める。

(ア)対象文書の電磁的記録の本来の記録形式

理由説明書において諮問庁は、本件対象文書の本来の電磁的記録を特定したかについて明言していないので、特定されていない疑いがある。なお諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠蔽を行っている事実は、平成22年度(行情)答申第75号及び平成25年度(行情)答申第233号から明らかである。

そこで本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を諮問庁に求める とともに、審査会事務局による直接の確認を求めるものである。

#### (イ)変更履歴の確認

ワード(Word)等で作成された文書(電磁的記録)の場合、変更履歴が残されている場合がある。

この変更履歴もまた組織共有文書に該当するので、本件対象文書 においてもそれが存在していないか確認する必要がある。

諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を特定しないのは、この変更 履歴の存在を隠蔽しようとしている意図があると思われる。

(ウ) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなして いる情報の確認

諮問庁の理由説明書では、本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の付随について完全に否定していない。

恐らく「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなす情報それ自体は存在するものと思われるので、処分庁の勝手な判断に任せず、審査会がその内容を確認するべきである。

ウ 履歴情報も組織共有文書であれば、開示対象である。

履歴情報が組織共有文書であれば、開示対象である。

例えば、文書作成過程で合議先に変更箇所の確認を求めるため、履 歴情報を残すことは諮問庁の文書作成過程では広く行われている。

また過去の開示決定(平成18年8月3日付け防官文第7679号)では、「北朝鮮のミサイル発射について(案)」と題するワード(Word)等で作成された文書(電磁的記録)が開示され、履歴情報についても開示されている。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の判断を諮問庁に委ね るべきではない。

諮問庁は理由説明書で、本件異議申立ての段階では複写の交付が行われていないことをもって(あるいは履歴情報であるとの理由をもって)異議申立ての理由がないと主張したいようであるが、複写の交付が行われているか否かは、本件異議申立ての理由とは関わりがない。

異議申立人が主張したいのは、諮問庁がいう「本件対象文書の内容

と関わりのない情報」が存在するのであれば、それを諮問庁の判断に 委ねるべきでないということである。

諮問庁は過去において「防衛大学校防衛学館図書室が所蔵している 事実は確認されたものの、行政文書として所有している事実は確認で きなかったため、不存在であると判断した」(平成22年度(行情) 答申第75号2頁)という珍妙な主張を行い、「同21年度(行情) 答申第96号における諮問庁の説明は事実を隠蔽しようとしたものと 外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言 わざるを得ず、極めて遺憾である」(上記答申第75号5頁)との批 判を受けている。

このような指摘を受けながら諮問庁では、こうした隠蔽工作に関わった職員に対して何ら処分を行っておらず、「隠蔽しても責任は問われない」という組織風土を残している。

このような組織風土ないし体質に染まった諮問庁においては、不都 合な事実を「本件対象文書の内容と関わりのない情報」とみなすこと で隠蔽しようとする誘惑が常に存在するのである。

事実,上記答申以後も諮問庁は,「組織全体として不都合な事実を 隠蔽しようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」(平成2 5年度(行情)答申第233号31頁)との指摘を受けている。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(それが諮問庁の主張する「履歴情報」であるかも確認しなければ分からないのである)であるか否かの判断を諮問庁に委ねることは極めて危険であり、改めて当該情報を特定の上、それが真に「内容と関わりのない情報」に該当するのかを審査会が判断するべきである。

オ 平成27年4月22日付け防官文第7004号で改めて開示決定を受けた,請求受付番号:2012.12.18-本本B891対象文書において,諮問庁は,前回開示において不開示としていなかった部分に墨消し措置を施して複写の交付を行っている。

これについては前回開示と見比べたため、異議申立人はその誤りを 指摘することができたが、第1回開示であったなら指摘は不可能であ った。

こうした事実から、「欠落している部分はない」との諮問庁の態度 は謙虚さに欠けており、慎重に確認を行うべきである。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「『磨輝絆』(2014.3.5-本本B1088で 特定された以降の全て)\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、本件対象文書に表紙及び目次を加えた ものを特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、まず、平成26年12月15日付け防官文第18434号により、特定した行政文書のそれぞれの表紙及び目次(以下「先行開示文書」という。)について開示決定を行った後、平成27年3月16日付け防官文第3834号により、本件対象文書について、法5条1号及び3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

- 2 不開示とした部分及び理由について 原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別 表のとおりである。
- 3 「磨輝絆」の名称変更について

平成工兵ジャーナル「磨輝絆」については、陸上自衛隊施設学校で作成されているが、作成元である施設科職種の隊員のみならず、他職種の隊員にも幅広く施設作業の教訓事項を共有するため、第23巻(平成26年6月26日発刊)から「工兵ジャーナル」に名称を変更した。

- 4 異議申立人の主張について
- (1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める」として、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定しておらず、また、原処分において特定した電磁的記録以外に本件開示請求に該当する電磁的記録は保有していない。
- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、本件対象文書の履歴情報を特定することはしていない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、原処分において、スキャナにより読み取ってできたPDFファイル形式への変換による情報の欠落がないか、本件対象文書と開示した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している部分はなく、当該開示の実施は適正に行われている。
- (4) 異議申立人は、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639

号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに『本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける』複写の交付は、法に反する」として当該情報についても、開示・不開示の判断を改めて求めるが、原処分に当たっては、本件対象文書について慎重に確認を行った上で判断をしたものである。

- (5) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、写真のうち個人の顔部分並びに陸上自衛隊の現有装備品の性能及び教育訓練等に関する情報の一部が別表のとおり同条1号及び3号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (6)以上のことから異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を 維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成27年7月28日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年9月7日 異議申立人から意見書を収受

④ 同日 審議

⑤ 平成29年9月8日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年10月17日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊の全国施設科部隊及び陸上自衛隊施設学校 (以下「施設学校」という。)の主要な訓練成果を情報共有し施設科の発 展充実を図ることを目的として、施設学校が発行している部内向けの文書 である。

異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、施設学校が保有しているPDF形式の電磁的記録 であり、防衛省において、当該PDF形式以外に本件対象文書の電磁 的記録は保有していない。

- イ 本件対象文書については、施設学校の担当者が施設学校の各部及び 全国施設科部隊から将来の施設科部隊の編成・運用、装備品等に関す る事項、訓練成果、国際貢献・災害派遣から得た教育事項等に係る情 報を電子メール等で収集し、これを校正・編集し、表紙等を添付して 電磁的記録を作成した上、紙媒体に印刷して原議とし、施設学校長の 決裁を受けた後、当該電磁的記録をPDF形式の電磁的記録に変換し 保存した。
- ウ 施設学校は、上記イのPDF形式の電磁的記録について、陸上自衛 隊内の情報共有のため、部内イントラネット上の掲示板へ掲載してい る。

本件開示請求を受け、掲示板へ掲載している上記のPDF形式の電磁的記録を特定したものである。

- エ 施設学校の各部及び全国施設科部隊から電子メール等で収集した情報並びにそれを校正・編集した電磁的記録については、本件対象文書の完成後は必要がないため廃棄した。
- (2)本件対象文書については、その作成方法及び利用方法に鑑みると、PDF形式以外の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。
- 3 不開示情報該当性について
- (1)個人に関する情報
  - ア 自衛隊員等の写真の顔部分

別表の番号1欄に掲げる不開示部分のうち、文書1の81枚目及び 118枚目の不開示部分は、自衛隊員等の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしいに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 自衛隊員の個人情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分のうち、文書1の81枚目及び 118枚目を除く不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員の経歴 に関する情報が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文後段の個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害 するおそれがあるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分である氏名が既に開示されているため、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

## (2) 陸上自衛隊の装備品に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の装備品の機能、 性能等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の装備品の質的能力が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

## (3) 陸上自衛隊の教育訓練に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の教育訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (4) 陸上自衛隊の研究に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の研究に関する 情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用構想が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (5) 陸上自衛隊の編成に関する情報

別表の番号 5 欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の組織編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処 行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂 行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号及び 3 号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条 1 号及び 3 号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

## (第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

# 別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	81枚目,118枚目,1	個人に関する情報であり、特
		26枚目ないし128枚	定の個人を識別することができ
		目、131枚目及び132	ることから、法5条1号に該当
		枚目の一部	するため不開示とした。
	文書 2	133枚目の一部	
2	文書 1	63枚目の一部	陸上自衛隊の現有装備品の性
		64枚目の【図2】小型指	能に関する情報であり、これを
		向性散弾の弾子の飛散範囲	公にすることにより、陸上自衛
		(イメージ)の全て	隊の装備品の質的能力が推察さ
	文書 2	84枚目ないし86枚目、	れ、自衛隊の任務の効果的な遂
		88枚目及び89枚目の一	行に支障を及ぼし,ひいては我
		部	が国の安全を害するおそれがあ
			ることから、法5条3号に該当
	1 = 1		するため不開示とした。
3	文書 1	64枚目の【図3】爆破訓	陸上自衛隊の教育訓練に関す
		練場(全般図)の全て	る情報であり、これを公にする
		65枚目ないし68枚目,	ことにより、部隊の能力及び練
		93枚目、94枚目(番号	度が推察され、自衛隊の任務の
		5 欄を除く。), 9 5 枚	効果的な遂行に支障を及ぼし,
		目, 97枚目, 98枚目   (番号5欄を除く。), 9	ひいては我が国の安全を害する おそれがあることから、法 5 条
		(番号 5 欄を除く。), 9   9 枚目, 1 0 1 枚目, 1 0	3号に該当するため不開示とし
		2 枚目(番号 5 欄を除	た。
		く。) , 103枚目及び1	7.0
		04枚目の一部	
4	文書 1	72枚目、73枚目及び7	
		6枚目ないし80枚目の一	報であり、これを公にすること
		部	により、陸上自衛隊の将来の運
	文書 2	91枚目ないし100枚目	用構想が推察され、自衛隊の任
		の一部	務の効果的な遂行に支障を及ぼ
			し,ひいては我が国の安全を害
			するおそれがあることから、法
			5条3号に該当するため不開示
			とした。

5	文書 1	94枚目,98枚目及び1	陸上自衛隊の編成に関する情
		02枚目のそれぞれの全般	報であり、これを公にすること
		編成表の一部	により、陸上自衛隊の態勢が推
			察され、自衛隊の任務の効果的
			な遂行に支障を及ぼし、ひいて
			は我が国の安全を害するおそれ
			があることから、法5条3号に
			該当するため不開示とした。